

様式Ⅰ-2

要求水準書に関する質問書に対する回答書

No	ページ	章番号	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	項目名	質問内容	回答
1	11	第1章	3	(2)	ウ	(ウ)		施設の状態	事業者から貴市に報告する故障状況、原因調査の結果、及び大規模修繕の未実施との関連性について、報告書を貴市に提出してから貴市の最終判断までの期限の設定をご教示頂けないでしょうか。	故障時報告については迅速に報告書提出をお願いします。 市としましては、迅速に対応する予定ですが、故障内容次第であるため、現段階で期限は明示できません。
2	11	第1章	3	(2)	ウ	(ウ)		施設の状態	事業者から故障状況、原因調査の結果、及び大規模修繕の未実施との関連性について、報告書を貴市に提出し、貴市の最終判断が事業者の認識と相違がでた場合の措置についてご教示頂けないでしょうか。	根拠がわかるような報告書を提出いただいたうえで、市は公共の利益と事業継続性を重視し、建設的な対話と専門的評価による解決を基本とします。具体的には、以下の手順で対応します。 1.まず市と事業者で協議を行い、意見のすり合わせを図ります。 2.協議が不調の場合は、調停やあっせんなどのADRを活用し、中立的な第三者の専門意見を得て解決を目指します。 3.最終的に合意に至らない場合は、司法手続き（訴訟）に移行します。
3	11	第1章	3	(2)	ウ	(ウ)	c,d	施設の状態	大規模修繕の未実施と故障との因果関係について、事業者からの報告書と上尾市上下水道審議会の意見に相違がでた場合、貴市が最終判断を行う前に事業者と協議の場を設けて頂けますでしょうか。	上下水道審議会などの開催前に、報告内容について、市と事業者にて協議する場を設けます。 また、要求水準書の表記についても修正を行い、修正版を令和7年10月上旬、ホームページにて掲載します。
4	11	第1章	3	2	ウ	(イ)		施設の状態	基本契約書第8条第5項では、「完成検査合格後8年経過した場合に、新設対象設備について大規模修繕が必要か否かの協議を開始するものとし、完成検査合格後10年経過した時点までに協議が整わない場合、市が大規模修繕の要否について決定するものとする。」と記載があります。他方、本記載には「供用開始から10年経過時点において、施設性能の維持方針に関する協議を市と事業者で行い、大規模修繕の要否を決定する」と記載があり、協議の開始時期に差異があります。受注者としては、本件事項は重要な事項であり、早い段階で協議を開始したく存じます。つきましては、要求水準書の本記載を基本契約書第8条第5項の記載と同様にして頂けないでしょうか。	基本契約書に合わせる形で要求水準書内容を修正し、修正版を令和7年10月上旬、ホームページにて掲載します。
5	11	第1章	3	2	ウ	(ウ) c d		施設の状態	「上尾市上下水道審議会は、…大規模修繕の未実施と故障との因果関係について意見」とございますが、当該意見が事業者の意見と異なる場合、事業者にとって不利益な決定につながるものでありますので、デュー・プロセスの原則に則り、事業者側に聴聞の機会と上尾市上下水道審議会の事実認定に誤りがある旨を指摘をするなど弁明の機会を与えて頂けないでしょうか。かかる聴聞と弁明の機会を記載して頂けないでしょうか。	上下水道審議会などの開催前に、報告内容について、市と事業者にて協議する場を設けます。 また、要求水準書の表記についても修正を行い、修正版を令和7年10月上旬、ホームページにて掲載します。

6	11	第1章	3	2	ウ	(ウ) c d		施設の状態	「大規模修繕の未実施と故障との因果関係について最終判断を行う」と記載ありますが、電子部品は予兆なく故障することがあり、因果関係を特定するのは難しいと考えております。当グループでは、集中監視制御システムの性能及び機能を維持するために、10年目の大規模修繕として、監視パソコンやサーバー等の更新を想定しております。実施の要否は10年経過時点での判断とはなりますが、大規模修繕を行わなかった場合、更新しなかった機器が故障した際に、廃型等に伴う保守限界により修理が出来ずに正常な監視ができなくなることや、OSのサポート期限が終了してしまうことに伴うソフト見直し等の作業が発生することも想定されます。このように、大規模修繕で更新すべき機器の故障や、OSのサポート期限に伴う事象については、因果関係があると考えてよろしいでしょうか。	様式 1 -2 質問No.4のとおり大規模修繕の実施要否は 8 年経過後協議開始と修正し、修正版を令和 7 年10月上旬、ホームページにて掲載します。OSのサポート期限の終了につきましては、事業者側での対応を想定しておりますが、事象についての情報を得次第、市に報告・相談してください。その上で市と事業者にて協議する場を設けます。
7	11	第1章	3	2	ウ	(ウ)		施設の状態	「供用開始から 1 0 年経過時点において、施設性能の維持方針に関する協議を市と事業者で行い、大規模修繕の要否を決定する」と記載ありますが、仮に10年目に大規模修繕を行わないと判断された場合であっても、11年目以降に大規模修繕の実施可否について改めて判断する機会があるという理解でよろしいでしょうか。設備の状態によって、安定した運転維持管理が難しくなる場合がございますので、継続して貴市と協議する機会を設けていただきたく存じます。	様式 1 -2 質問No.4のとおり大規模修繕の実施要否は 8 年経過後協議開始と修正し、修正版を令和 7 年10月上旬、ホームページにて掲載します。事業者と市との協議の場は設けます。その際に、報告書では、修繕が必要となる根拠や、修繕を実施することによるコストや効果等を提示してください。
8	12	第1章	4	(1)				用語の定義	L C D監視操作卓等の更新とありますが、修繕対象は、集中監視制御システム全般を含むものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	13	第1章	4	(2)				前提条件	「・・・表5に示す工事」とありますが、表3に示す工事の誤りではないでしょうか。	修正し、修正版を令和 7 年10月上旬にホームページに掲載します。
10	22	第2章	3	(2)	ウ	(タ)		集中監視制御装置及び遠方監視制御装置設計	要求水準書（案）質疑回答にて光回線の引込に伴う電路の敷設工事は、本事業外と回答頂いており、かつ要求水準書にも「各施設への光回線の引き込みも別途事業として貴市が行う」とありますが、電路敷設工事も含めて別途事業として実施するという理解で宜しいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。通信事業者側が引き込む敷地までの区間は市で負担いたします。施設（敷地）内は事業者負担となります。
11	25	第2章	4	(2)	オ			工事全般	要求水準書（案）質疑回答にて手配不能な中継端子盤のコネクターケーブルについては、更新対象外とします。と回答頂いていますが、今回の要求水準書に記載がありません。質疑回答で頂いた認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。調達可能な場合も考えられるため、下記の内容でご質問の事項は満たしている認識です。「ただし、調達の難しい材料の場合は、協議の上で中古の材料の使用、もしくは既設設備の流用を認める場合がある。」
12	26	第2章	4	(3)				工事工程	「・・・表5に示す関連工事」とありますが、表3に示す関連工事の誤りではないでしょうか。	修正し、修正版を令和 7 年10月上旬にホームページに掲載します。
13	26	第2章	4	(4)	イ			工事範囲	関連工事との調整で生じる負担は工事範囲に含むものとするがあります。この調整で生じる負担は、協議等を示すものであり、追加工事の費用を負担するものではない、との理解で宜しいでしょうか。	関連工事との調整のための運転監視対応、工期への影響等は事業者負担となります。関連工事に伴う新規工事及び、追加工事の費用は市側で負担します。

14	30	第3章	1	5				運転管理業務の期間	現行の業務受注者からの引継ぎ及び業務の習熟を行う時期・期間は、任意とありますが、提案書に記載せず契約後に引継ぎに関しては、貴市を通じ現行の業務受注者との合意をもって設定できるものと解釈してよろしいでしょうか。	確実な引継ぎが行えるよう、提案書（様式Ⅳ-13）に、引継ぎ及び業務の習熟を行う時期・期間について簡潔に記載してください。必要に応じて、市、現運転管理事業者、新規運転管理事業者の3者での協議を設けます。
15	35	第3章	1	(13)	イ			事業者の負担	業務履行に必要な安全対策器具類は事業者の負担との事ですが、施設、設備の改造を伴う安全対策が必要となった場合は、貴市の費用負担との理解でよろしいでしょうか。	今回設置するシステム設計工事（ＤＢに該当）に関するものについては、事業者で行うものと考えております。維持管理（Ｏに該当）に関するものについては、必要に応じて協議のうえで決めていきたいと考えております。
16	35	第3章	1	(13)	キ			事業者の負担	補修用材料費（リレー、補修用塗料等）について、想定年間上限金額をご教示ください。	予定価格の内訳となるため、非開示とします。
17	36	第3章	1	(15)	ア			備品管理	備品、交換部品及び貸与品等について、台帳を作成し管理する旨の記載がありますが、現状の一覧表が有ればいただけないでしょうか。	現段階での一覧表はないため、業務の中で作成いただくことを想定しています。
18	36	第3章	1	(18)	イ			安全管理	感電、転落等の危険が見込まれる場合には市に速やかに報告するとともに保安上必要な対策を講ずるとありますが、施設、設備の改造を伴う対策が必要となった場合は、貴市の費用負担との理解でよろしいでしょうか。	今回設置するシステム設計工事（ＤＢに該当）に関するものについては、事業者で行うものと考えております。維持管理（Ｏに該当）に関するものについては、必要に応じて協議のうえで決めていきたいと考えております。
19	44	第3章	3	(1)	ウ	(ア)	d	業務継承と引継ぎ	引継ぎの際に提出が必要な資料は、要求水準書に記載のある修繕補修履歴と設備リストのみという認識でよろしいでしょうか。また提出については、電子データでの提出でよろしいでしょうか。	集中監視制御システムについては、ご理解のとおりです。提出につきましては、紙、電子データ両方の提出をお願いします。
20	44	第3章	3	1	ウ	(ア)	d	業務継承と引継ぎ	ここに記載されています項目は、日常業務に置いての引継ぎと、事業修了時の引継ぎについての記載とのご理解でよろしいでしょうか。	業務履行上必要な日常業務における引継ぎと、事業修了時の引継ぎについての記載となります。
21	45	第3章	3	(2)				就業形態	「事業所に業務従事者が不在な時間は、最低2名を配置し、施設の運転操作監視、水質監視及び緊急時の初期対応を行わなければならない」と記載ありますが、事業所（上下水道部庁舎、東部浄水場、北部浄水場、西部浄水場、原市ポンプ場）に業務従事者が1名在中している場合、浄水場運転監視を最低1名配置する、という理解でよろしいでしょうか。	本文の内容を以下のとおり修正し、修正版を令和7年10月上旬、ホームページにて掲載します。 「浄水場運転監視は、平日昼間は上下水道部庁舎に市の職員が在中するため最低1名、上下水道部庁舎に市の職員が不在な時間は、最低2名を配置し、」
22	45	第3章	3	(2)				就業形態	P52（ア）ではP105の別紙8にあります対象電気工作物の概要を、事業所と表示していますが、ここで記載されております「事業所」とは、運転管理業務のP31の対象施設一覧にある上下水道部庁舎、東部浄水場、北部浄水場、西部浄水場及、原市ポンプ場の何れかの施設を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ここに記載しております「事業所」とは、上下水道部庁舎を指していることから、上記のとおり本文を修正し、修正版を令和7年10月上旬、ホームページにて掲載します。

23	45	第3章	3	(2)			就業形態	週末や祝日の昼間、事業所（上下水道部庁舎、東部浄水場、北部浄水場、西部浄水場、原市ポンプ場）のいずれかに業務従事者が1名以上従事している場合は、運転監視に1名を配置するという理解でよろしいでしょうか。	ここに記載しております「事業所」とは、上下水道部庁舎を指していることから、上記のとおり本文を修正し、修正版を令和7年10月上旬、ホームページにて掲載します。
24	46	第3章	3	(3)	ア	(ウ)	水質管理の水準	「配水池から配水管末端までの浄水は、常に水道法の水質基準に適合していること。」とありますが、本事業で民間事業者が実施する水質検査では、水道法に規定する水質検査項目を網羅することはできません。別紙5に示されている水質等管理基準を事業者が満たす限り、浄水は水道法の水質基準に適合していると認められる、という理解でよろしいでしょうか。	要求水準としては、ご理解のとおりです。
25	46	第3章	3	(4)	イ		緊急時等の対応	要求水準書（案）質疑回答にて水位予測シミュレーションを行うためのシステムを、事業者提案として集中監視制御システムの設計・工事業務の中で構築すること。その場合、本システムは貴市の資産となると回答頂いていますが、今回の要求水準書には仕様の記載がない上に、緊急時等の対応として、「過去のデータを活用した水位予測シミュレーション等を行うこと」と記載があります。 従いまして、集中監視制御システムにて構築する必要があると判断しますので、水位予測シミュレーションの要求仕様があればご提示いただけますでしょうか。	令和7年4月1日上尾市ホームページ（上下水道部）掲載「様式3 要求水準書（案）に関する質問書に対する回答書」の相違につきましては、当初の要求水準書（案）の記載において、①事業者提案で水位予測シミュレーションシステムを構築すること、②構築したシステムを市の資産とすること、を妨げ記載とはなっていないことから、修正を行っておりません。集中監視制御システムにて構築する場合は、水位予測シミュレーションが行えるものを求めます。
26	51	第3章	5	(5)	イ		要求水準	「・・・その場合、本要求水準書の「5 自家用電気工作物保安管理業務」は効力を失うものとし、市が別に定める取決めを行うものとする。」とありますが、貴市が別に定める取り決め時期は、落札候補者の決定から事業契約の締結までの期間において、契約前協議議事録等で取り決めることを示しているでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	51	第3章	5	-5	イ		要求水準	「・・・その場合、本要求水準書の「5 自家用電気工作物保安管理業務」は効力を失うものとし、市が別に定める取決めを行うものとする。」とありますが、取り決めとは、貴市が契約をしている電気保安法人との保安管理業務外部委託承認を継続し、発注者（貴市）、事業者及び電気保安法人三者による覚書を交わすとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

28	59	第3章	7	(2)	イ			修繕補修業務	「整備する集中監視制御システムの修繕補修の実施の内容は、事業者提案によるものとし、事業期間全体で50,000,000円（税抜き）を見込むものとする。」とありますが、仮に50,000,000円（税抜き）を超えた提案をした場合であっても、入札説明書第2章4（4）にある「いずれの入札参加者の事業提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めない」場合に該当しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	59	第3章	7	(2)	イ			修繕補修業務	「実用上支障のない性能及び機能を維持できる修繕補修の実施内容を提案するものとする。」とありますが、実用上支障のない性能とは、要求水準書第1章3（2）ウ（ア）に記載されている事項を遵守していればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	104	別紙7	j					集中監視制御システム保守点検	整備後の集中監視制御システムについて、必要な精密点検を行うこととありますが、点検頻度は事業者提案によるものとするという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	その他								官民対話議事録にて水道施設としての区画がなかった機場について近接した場所に用地を確保可能なことを確認するとありますが、本資料内にどの用地が利用可能か判断できる資料がありません。判断できる資料をご提示いただけますでしょうか。	事業者の設計内容に基づき、市が協議を実施するため、今時点で提示可能な資料はありません。
32	その他								官民対話議事録に通信事業者と事前確認頂く事を回答頂いていますが、協議結果により設計に考慮すべき条件が要求水準書に記載頂いておりません。具体的にどういった協議をされており、仕様上考慮する必要があるか提示いただけますでしょうか。 また、回線の選定次第では設計変更の可能性もあるとの理解でよろしいでしょうか。	協議はしていますが、具体的内容までの協議は実施できていません。今後変更等により影響がでる箇所があれば、詳細な内訳金額を提出していただき、協議のうえ設計変更に該当するかどうかの判断をします。
33	その他								工事実施に当たり現場事務所や資材置場等の設置について浄水場及び水道庁舎の敷地内に設置が可能な場合、利用可能な敷地をご提示いただけますでしょうか。	契約後に工事に必要な大きさを提示いただき、市側で調整のうえ、提示いたします。
34	その他								要求水準書（案）に関する質問書に対する回答書では、「回線については、フレッツ・VPNワイド、もしくはフレッツVPNプライオを想定しています。記載の状況は、事業者の責によらない事由になるため、市の負担となります。」と回答いただいておりますが、ご認識の変更はない、という理解でよろしいでしょうか。	認識の変更はありません。